○外務省告示第九十九号

平成二十五年三月十二日にカンパラで、円借款の供与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の平成十九年十月五日付けの交換公文に従ってウガンダ共和国政府に供与されることになったブジャガリ送電網整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がウガンダ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十七年三月二十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ウガンダ共和国政府との間に行われた。

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百号

平成二十五年三月十三日にサンホセで、国営ラジオ・テレビ局放送機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコスタリカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国営ラジオ・テレビ局放送機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年九月三十日まで

4　署名者

日本側　並木芳治在コスタリカ大使

コスタリカ側　ホセ・エンリケ・カスティージョ・バランテス外務・宗務大臣

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百一号

平成二十五年三月十四日にサラエボで、ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　山崎日出男在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使

ボスニア・ヘルツェゴビナ側　ズラトコ・ラグムジヤ外務大臣

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二号

平成二十五年三月十四日にアクラで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億二千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　二階尚人在ガーナ大使

ガーナ側　ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百三号

平成二十五年三月十四日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　二階尚人在ガーナ大使

ガーナ側　ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四号

平成二十五年三月十一日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億五千万円

3　署名者

日本側　庄司隆一在ナイジェリア大使

ナイジェリア側　シャムスディーン・ウスマン国家計画大臣

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百五号

平成二十五年三月十二日にモンロビアで、モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　八千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年五月三十一日まで

4　署名者

日本側　二階尚人在リベリア大使

リベリア側　オーガスティン・ペヘ・ガファン外務大臣

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百六号

平成二十五年三月十二日にモンロビアで、リベリア共和国における「鉱業、建設及び農業分野における若者雇用創出計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合工業開発機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　鉱業、建設及び農業分野における若者雇用創出計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億三千七百万円

3　署名者

日本側　二階尚人在リベリア大使

国際連合工業開発機関側　シャキブ・ジェナネ農業ビジネス開発部次長兼農業産業技術課長

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七号

平成二十五年三月十三日にナイロビで、ケニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日本側　髙田稔久在ケニア大使

ケニア側　ロビンソン・ンジェル・ギタエ財務大臣

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八号

平成二十五年三月十四日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千九百万円

3　署名者

日本側　庄司隆一在ナイジェリア大使

国際連合児童基金側　ジャケス・ボイヤー在ナイジェリア事務所副代表

平成二十五年四月三日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字矢ノ渕二八一九の三・二八二一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正